

法人経営情報のインターネット公開義務化 地域における公益的な活動の推進・発信 -セルフチェックシート-

ご法人名 記入欄：

1. 経営情報の公開【義務化されています】

①現況報告書・添付書類（貸借対照表、収支計算書）を、
エクセル形式の電子ファイルで所轄庁に提出している Yes No

※提出は、①電子メールによる送信、②電子記録媒体の郵送 いずれも可

②現況報告書・添付書類（貸借対照表、収支計算書）を、
インターネットを活用して公表している Yes No

※公表は、下記①～③のいずれかの方法で実施すれば可

- | | | |
|------|--|-------------|
| 公表方法 | ①法人が所有・運営するホームページに掲載 <input type="checkbox"/> | ↓ 公表方法に✓ |
| | ②全国社会福祉法人経営者協議会「会員法人情報公開ページ」に掲載 <input type="checkbox"/> | |
| | ③所轄庁のホームページに掲載 <input type="checkbox"/> | |

2. 地域における公益的な活動の推進・発信 【すべての社会福祉法人に求められています】

①「地域における公益的な活動」の推進に取り組んでいる Yes No

(既存の活動の継続、発展、新たな活動の創出、展開)

☆Yesの法人…取り組んでいる活動を、下記に書きだしてください

※社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理している活動には○を付けてください。

②実施している社会福祉事業と、「地域における公益的な活動」に関する情報発信、広報に取り組んでいる Yes No

☆Yesの法人…どのように発信、広報しているか下記に記入してください

地域における公益的な活動のポイント

※今後、社会保障審議会福祉部会で整理される見込み

- ・地域性を考慮する（真に地域ニーズに沿った事業展開）
- ・多様化し複雑化する新たな福祉ニーズの発生に対応する
- ・制度で提供されるサービスだけにとどまらない支援
- ・地方公共団体や住民活動をつなぎ、地方公共団体との間に立ちネットワークを作る等、まちづくりの中核的役割を担う
- ・個性豊かな地域社会づくり、地域再生の中心としての貢献

地域における公益的な活動のポイント、公益的な活動（例示）は、
いずれも 全社協・社会福祉施設協議会連絡会
「社会福祉法人であることの自覚と実践」より抜粋

地域における公益的な活動（例示）

- ・地域内の連携による福祉人材の確保
- ・食物アレルギーを有する児童への対応（レシピの提供等、家庭生活、家族支援を含む）
- ・地域の子育て家庭等への子育て支援（養育）相談や情報提供
- ・地域の見守り支援、ふれあいいきいきサロン、パパ・ママ教室
- ・子育て支援、育児サークルの運営
- ・地域の子どもたち等への学習支援の取り組み
- ・子ども110番の実施
- ・サロン活動、居場所づくりの取り組み

社会福祉法人の『経営情報等公開義務化対応』と『公益的活動の取り組み推進』に向けて

1. 現状

(1) 本年 5 月・・・規制改革会議等にて、社会福祉法人制度に関する多くの指摘

経営主体間のイコールフットイングの観点から、規制改革会議にて社会貢献の義務化が提言されるなど、社会福祉法人制度の在り方そのものにかかわる指摘が相次ぐ。

(2) 本年 6 月・・・政府税制調査会が、収益事業の範囲や非課税の取扱い見直しについて言及

政府税制調査会では、法人税改革の議論において、法人課税ベースの拡大として、公益法人等の範囲や収益事業の範囲に関する見直し等を含む取りまとめがなされた。

※保育事業も、多様な主体の参入が認められている事業として議論の俎上に載った。

〔上記取りまとめより抜粋 ※下線は全保協事務局〕

公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。

(中略)また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列挙方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。

また、公益法人等の収益事業からの所得には、軽減税率とみなし寄附金制度が適用されている。公益目的事業への所得の活用を促す措置ではあるが、みなし寄附金制度の適用を受けた上に、軽減税率の適用も受けることは過大な対応であり、見直しが必要である。

(3) 本年 7 月・・・厚生労働省設置の社会福祉法人制度に関する検討会が、報告書を作成

厚生労働省は、「社会福祉法人制度の在り方検討会」を昨年 9 月に立ち上げ、13 回にわたる議論を経て、取りまとめ。

上記報告書では、『社会福祉法人が今後も福祉の主な担い手として地域住民等から信任を得続けるためには「地域における公益的な活動の推進」、「法人組織の体制強化」、「法人運営の透明性の確保」(ガバナンスの確保と強化。例:評議員会の必置等)は必須の事項である』と整理された。

また、『今後も多様化し複雑化する福祉ニーズへの対応には、「法人の規模拡大・協働化」や「法人の監督の見直し」等の環境整備が必要である』とも記された。

(4) 本年 8 月・・・社会保障審議会福祉部会が再開。法改正も見据えて議論を開始。

厚生労働省は、社会保障審議会福祉部会を設置。上記(3)のとりまとめをうけ、平成 27 年 1 月を目途に検討をすすめる、必要に応じて法制上の措置を講ずるものとしている。

示された論点は、『社会福祉法人制度の意義』、『経営組織の在り方(理事会・評議員会の在り方含)』、『業務運営・財務運営の在り方』、『運営の透明性の確保の在り方』等。